

荘内中学校：生徒会会員規則

【生徒会会員心得】

激動の社会の中を生きていく私たちは、どんな困難にも立ち向かい、自ら課題を見出し、それを解決する術を身につける中で、礼節をわきまえた上で、他者と協同し、お互いを高め合い、視野広く、誰かのために働き、主体的に動ける人になることを目指す。

1 登下校について

(1) 登校時刻：8：15（生徒会員推奨時刻）

①7:50 から学校の敷地内に入ってもいいが、職員室で鍵を借りられるのは8:00 からである。

②余裕をもって登校できるよう自己管理を行うこと。

(2) 最終下校時刻（校門を出る時間）：17：00

(3) 欠席等の連絡

①欠席の場合は、8：20までに保護者がWeb連絡で報告すること。

※欠席者には夕方以降、学校から連絡がある。

②忌引き等の場合は、担任に保護者が電話等で連絡すること。

※忌引き期間：1親等（7日以内）、2親等（3日以内）、3親等（1日以内）

(4) 交通ルールの厳守

公共の場の利用者として交通ルール及び法律を遵守し、安全を第一に登下校すること。

2 校内での生活について

(1) 集団の中の一員として、集団の円滑な運営や他の生徒の思いを考慮して行動すること。

(2) 1日の時程を意識し、各活動に遅れないよう自分で判断し、準備・移動すること。

(3) 校内施設・設備の利用について

①他学年の教室・廊下へは、委員会活動等の目的がない場合は行かないこと。

②会員が行う自主的活動企画や学校への提案等がある場合は、活動目的や安全確保の方針等の必要事項を明確にして校長へ具申書を提出すること。（具申書の様式有）

※意見具申は、個人からでも各委員会等の組織からでもよいが、教職員に相談し提出すること。

3 服装・持ち物について

(1) 頭髪について

①ワックスや整髪料等は使用しないこと。

②染色・脱色、パーマはしないこと。（ただし、白髪対応をしたい場合の黒染は可）

※ドライヤー焼けで茶色になる場合があるため注意すること。

③長い髪が運動や給食やその他の教育活動に支障がある場合は、ゴムで括る等の対策をとること。

(2) 服装等について

①学生服について

ア. 令和4年度以前入学生徒

・Aタイプ：上衣は黒色標準詰襟学生服、下衣は黒色標準学生ズボン（ベルト色は黒か紺か茶）

・Bタイプ：上衣は紺色標準セーラー服（白線2本）にエンジ色ネクタイを着用、下衣は紺色標準スカート（膝下丈）

・夏季ブラウスにおける指定蝶タイ着用は着用しなくてもよいが、冠婚葬祭等の視点も考慮して各家庭で判断すること。

イ. 令和5年度以降入学生徒

・上衣：玉野市立中学校規定ブレザー

・下衣：玉野市立中学校規定スラックスまたはスカート（膝下丈）

※チェック柄または無地で選択可能、おさがり等の理由で「ア」も選択可能

・荘内中規定のネクタイまたはリボン

※ネクタイ及びリボンは着用しなくてもよいが、冠婚葬祭等の視点も考慮して各家庭で判断

すること。

②その他の服装（全生徒共通）

ア．無地のカッターシャツまたはポロシャツ、ブラウスのいずれかを着用すること。（色は白か黒か紺）

（長袖か半袖については季節に応じて自己判断すること）

・ワンポイント不可

イ．校内では学校指定の名札をつけること。

ウ．靴は運動に適する運動靴とする。（運動靴は学校で指定していない。）

エ．靴下は白色、黒色、紺色のソックスとする。（ルーズソックスは禁止）

オ．上衣下の下着は、上衣からはみ出さないもの、過度に色や柄が透けて見えないものを選択すること。

カ．通学カバン、セカンドバック、体操服は学校指定のものを使用すること。

キ．部活動中の服装は顧問の指示に従うこと。

ク．冬季の防寒上衣は、登校後、自分の机椅子もしくはロッカーに収納できるものを選択すること。学生服の内側に着る防寒着は、制服から大きくはみ出さないものを選択すること。

防寒上衣は特別な許可がなければ、学校生活中は着てはならない。

ケ．自転車通学用ヘルメットは安全基準を満たしたものとすること。（学校指定はない。）

コ．登下校時のアームカバー等の日焼け対策用品等が必要な場合は、保護者と相談し、自転車運転上の安全性を確保した上で使用すること。

（３）持ち物について

①通学カバンとセカンドバックは、その日の荷物の状況により効率よく使用すること。

②マンガやゲーム、携帯電話等の学校の教育活動に必要なものは校内に持ち込まないこと。

※明確な理由で携帯電話の持参が必要な場合は、保護者を通じて学校に申し出ること。許可が出た場合は、登校時に職員室へ預け、下校時に受け取ること。

③不要な金銭は校内に持ち込まないこと。

自動販売機使用のための小銭の管理は自分で責任をもって行うこと。

④健康管理用品（制汗スプレー、日焼け止め、リップクリーム、カイロ等）が必要な場合は、保護者と相談し、使用上の留意点を守りながら使用すること。ただし、集団生活の場でのエチケットに留意し、無香料品を使用すること。

⑤飲料水等は水筒に入れて持参すること。内容物はお茶・水を基本とするが、保護者と相談し、糖分や塩分の摂取過剰による健康被害等に考慮しながら自己責任とする。

４ 自転車通学について

（１）自転車通学許可条件について

通学許可願いを提出し、交通指導と自転車点検を受け、合格した場合は自転車通学が許可される。ただし、自転車規格を逸脱した場合は、許可を取り消す場合がある。

（２）自転車規格について

次の条件を満たした自転車が通学用自転車として認められる。

①ドロップ及びアップハンドル、ショートハンドルではない通常ハンドルであること。

②両足スタンドであること。

③サドルの高さはハンドルより低く、乗車して両足がつく状態であること。

④荷台があること。

⑤防犯登録が行われていること。

（３）自転車通学上のルールについて

①通学カバンは必ず背負って自転車に乗車すること。（Chromebookの破損防止）

②ヘルメットは必ず着用すること。

③通学路を通ること。通学禁止区域（荘内小学校前道路等）は通らない。

④雨天の際に雨合羽を使用することは。（傘さし運転は法律上禁止されている。）

⑤学校外で１８：００以降は夜光タスキを着用すること。（夜光タスキは自分で用意）

５ 学習用端末の使用について

学習用端末という事を忘れずに使うこと。

貸してもらっているものだということを忘れず大切に扱うこと。

他人に言われなくても自分で学習用端末のリスク管理を行うこと。

少しでも異変があったらすぐに先生に報告すること。

自分が今やっていることは本当に他の人へ誇れる行動か常に考えること。

目や体を休憩させたり、健康を意識したりしながら使用すること。

[タブレット使用のルール（案）.docx](#)

6 自動販売機の使用について

（１）購入について

学校に持ってきていい金額は 500 円以下とする。

飲み物を買ったら、自動販売機横のチェックシート(人気投票)に記入する。

休み時間・登下校時・放課後・部活時間（長期休みも含む）に購入して良い。

（２）購入後について

自分が購入したものだと識別できるように名前を書いたり、ペットボトルカバーをつけたりして工夫すること。

購入したものは、教室後ろ水筒置き場またはかばんの中に入れておくこと。

これらルールを破る行為が続く場合、全校生徒自動販売機使用禁止とする。

7 その他

（１）式典及び集会等の場においては、一般的な礼儀作法に準じ、身だしなみを整えること。

（２）日常の学校生活においては、法律を遵守するとともに、校則も大切にしながら集団の一員としての振る舞いを自己責任で行い、社会的に受け入れられない服装や行動をとらないよう自己管理すること。

（３）規則の改正案等がある場合は、生徒会会員全員で協議するよう、生徒会四役へ具申すること。

（４）規則については、毎年、生徒総会等で話し合い、生徒会会員全員が、荘内中学校の生徒としてふさわしい行動を行うためという観点で、ルールの大切さや改訂点等を協議する。

（５）規則改訂については、会員の学校生活を充実させるために必要であると説明できることを前提に議論し、会員及び教職員の賛同を得なければならない